

官報

昭和四十七年五月二十四日

○第六十八回 参議院會議録第十六号

昭和四十七年五月二十四日(水曜日)

午前十時三十分開議

○議事日程 第十六号

昭和四十七年五月二十四日

午前十時開議

第一 離島振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第二 下水道事業センター法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

昭和四十七年五月二十四日 参議院會議録第十六号 離島振興法の一部を改正する法律案

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。

日程第一 離島振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長玉置猛夫君。

審査報告書

離島振興法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十七年五月十八日

地方行政委員長 玉置 猛夫

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、離島振興法の実施状況にかんがみ、その有効期限を昭和五十八年三月三十一日まで延長し、離島振興対策実施地域の無医地区における医療を確保するため必要な措置を講ずるとともに、特別の助成についての国の負担又は補助の割合を調整する等の改正を行なうものである。なお、別紙の附帯決議を行なつた。

費用

本法施行に要する経費は、昭和四十八年度約四百億円の見込みである。

附帯決議

政府は、本法施行にあたり今後さらに離島の振興をはかるため、次の諸点につき特段の配慮を払うべきである。

一、離島航路の改善を図るため、海運造船合理化審議会の答申を尊重し、特に航路補助金の補助率、船舶整備公団の融資率の引上げ、航路補助金の算定にあつては完全な航路主義をとる等の措置を講ずるとともに未指定の欠損航路についてもすみやかに国の補助対象とすること。

二、離島医療の確保を図るため、離島の公的医療機関の施設、設備等に要する費用の補助率の改善を図るとともに、国立病院、親元病院の医師・歯科医師の定員を増員し、離島に積極的に派遣するよう努めること。

三、漁港・港湾・空港事業の国庫の負担及び補助割合の引下げに伴う地方公共団体の財政負担の軽減を図るため、地方交付税等で適切な措置を講ずること。

四、離島振興関係公共事業を促進するため、離島の実態と時代の趨勢に対応した採択基準に改善すること。

特に離島においては用水の確保が困難な実情にかんがみ、水源対策を積極的に行なうとともに、簡易水道事業については、新設時の給水量の基準、増補改良時の期間の基準をそれぞれ緩和し、さらに、ごみ・し尿処理事業についても基準緩和の措置を行ない、この事業に要する経費を経済企画庁の所管に一括計上すること。

なお、簡易水道事業の水源として上水道用水を充てることについても善処すること。

右の本院提出案をここに送付する。

参議院議長 河野 謙三殿 中

衆議院議長 船田 中

離島振興法の一部を改正する法律

離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「諸施設の整備」の下に「並びに医療の確保」を加える。

第九条第六項中「十分の四」を「二分の一」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(医療の確保)

第九条の二 都道府県知事は、離島振興対策実施地域における医療を確保するため、第五条第一項の離島振興計画に基づいて、無医地区に関し次の各号に掲げる事業を実施しなければならない。

一 診療所の設置

二 患者輸送車(患者輸送艇を含む)の整備

三 定期的な巡回診療

四 保健婦の配置

五 公的医療機関の協力的体制の整備

六 その他無医地区の医療の確保に必要な事業

2 都道府県知事は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、次の各号に掲げる事業につき、協力を要請することができる。

一 医師又は歯科医師の派遣

二 巡回診療車(巡回診療船を含む)による巡回診療

3 国及び都道府県は、離島振興対策実施地域内の無医地区における診療に従事する医師又は歯科医師の確保その他当該無医地区における医療の確保(当該診療に従事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む)に努めなければならない。

4 都道府県は、第一項及び第二項に規定する事業の実施に要する費用を負担する。

昭和四十七年五月二十四日 参議院會議録第十六号 離島振興法の一部を改正する法律案 下水道事業センター法案

5 国は、前項の費用のうち第一項第一号から第四号までに掲げる事業及び第二項に規定する事業に係るものについて、政令の定めるところにより、その二分の一を補助するものとする。

第十一條第一項各号列記以外の部分中「三十一人」を「三十二人」に改め、同項中第十六号を第十七号とし、第六号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 環境事務次官

第十一條第二項中「第十四号から第十六号まで」を「第十五号から第十七号まで」に改める。

附則第二項中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

別表(一)中「十分の十」を「十分の九・五」に、「十分の百」を「十分の九・五」に、「百分の七十五」を「百分の七・五」に改め、同表(二)中「百分の百」を「百分の九十五」に改め、同表(四)中「百分の百」を「百分の九十」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。ただし、第十一條及び附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正前の第九條第六項及び別表の規定に基づき国が補助し又は負担する補助金又は負担金は昭和四十七年度の予算に係るもの(昭和四十八年度以降に繰り越されたものを含む)についての国の補助割合又は負担割合については、なお従前の例による。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約四百億円の見込みである。

〔玉置猛夫君登壇、拍手〕

○玉置猛夫君 ただいま議題となりました離島振興法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本案は、衆議院提出にかかるものでありまして、離島振興法の実施状況にかんがみ、今後さらに離島の振興をはかるため、所要の改正を行なうとするものであります。

そのおもな内容を申し上げますと、まず、本法の有効期限を十年延長して昭和五十八年三月三十一日までとするほか、離島振興計画に掲げる事項に「医療の確保」を追加して、新たに、過疎地域対策緊急措置法にならい、離島振興対策実施地域の無医地区における医療の確保に関し必要な規定を設けようとするものであります。また、離島振興のための特別の国の負担または補助の割合についても調整を行なうとともに、離島振興対策審議会の委員三十一人を三十二人に改め、環境事務次官を加える等の改正を行なうとするものであります。

委員会における質疑の詳細は、会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本案に対し附帯決議を付することに決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第二 下水道事業センター法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。建設委員長小林武君。

審査報告書

下水道事業センター法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十七年五月十八日

建設委員長 小林 武

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、下水道事業センターを設立し、地方公共団体の要請に基づいて、下水道に関する技術的援助、根幹的施設の建設、技術者養成、技術開発等の業務を行なわせ、もつて下水道整備の促進を図ろうとするものであり、適切な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用

この法律施行に要する経費として、昭和四十七年度一般会計予算に一億五千万円が計上されている。

附帯決議

政府は、都市における生活環境の悪化に対処して、下水道事業を緊急に推進するため、左記事項について特段の措置を講ずべきである。

一、水質保全を効果的に行なうため、二以上の都府県に關連する大規模な流域下水道事業を、国等が行なうことについて検討すること。

一、地方公共団体に対する補助率の引き上げ、補助対象範囲の拡大等に努めること。

一、下水道事業センターにおける技術開発及び技術者養成の実効をあげるため、補助金の増額等について特に考慮すること。

二、下水道事業センター職員等の給与等の支給基準の承認にあつては、正常な労使関係の慣行が保たれるよう十分配慮すること。

右決議する。

下水道事業センター法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和四十七年四月十四日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 河野 謙三殿

下水道事業センター法案

下水道事業センター法

目次

第一章 總則(第一條―第七條)

第二章 設立(第八條―第十二條)

第三章 管理(第十三條―第二十五條)

第四章 業務(第二十六條―第二十八條)

第五章 財務及び會計(第二十九條―第四十一條)

条

第六章 監督(第四十二條・第四十三條)

第七章 補助(第四十四條―第四十六條)

第八章 罰則(第四十七條―第四十九條)

附則

第一章 總則

(目的)

第一條 下水道事業センターは、地方公共団体の要請に基づき、下水道に関する技術的援助を行

ない、下水道の根幹的施設を建設することにも、下水道技術者の養成並びに下水道に関する技術の開発及び実用化を図り、もつて下水道の整備の促進に寄与することを目的とする。

(法人格)
第二条 下水道事業センター(以下「センター」という。)は、法人とする。

(数)
第三条 センターは、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)
第四条 センターの資本金は、その設立に際し、政府及び地方公共団体が出資する額の合計額とする。

2 センターは、必要があるときは、建設大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府及び地方公共団体は、前項の規定によりセンターがその資本金を増加するときは、センターに出資することができる。

4 政府及び地方公共団体は、センターに出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることが出来る。

5 センターに出資しようとする地方公共団体は、自治大臣の承認を受けなければならない。

6 第四項の規定により出資の目的とする金銭以外の財産の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

7 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(名称)
第五条 センターは、その名称中に下水道事業センターという文字を用いなければならない。

2 センターでない者は、その名称中に下水道事業センターという文字を用いてはならない。

(登記)
第六条 センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)
第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、センターについて準用する。

第二章 設立
(発起人)
第八条 センターを設立するには、都道府県知事の全国的連合組織の推薦する都道府県知事、市長の全国的連合組織の推薦する市長及び下水道又は下水道事業について学識経験のある者十五人以上が発起人となり、定款を作成し、建設大臣の認可を受けなければならない。

2 建設大臣は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

3 発起人は、第一項の認可を受けたときは、地方公共団体に對して、センターに対する出資を募集しなければならない。

(理事長又は監事となるべき者)
第九条 建設大臣は、前条第一項の認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、センターの理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、センターの成立の時に對して、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

(設立の認可等)
第十条 発起人は、第八条第三項の規定による募集が終わつたときは、建設大臣に對して、設立の認可を申請しなければならない。

2 発起人は、前項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた地方公共団体に對して、出資金の払込み又は出資の目的たる財産の給付を求めなければならない。

(事務の引継ぎ)

第十一条 発起人は、出資金の払込み又は出資の目的たる財産の給付があつた日において、その事務を第九条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

(設立の登記)
第十二条 第九条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 センターは、設立の登記をすることによつて成立する。

第三章 管理
(定款)
第十三条 センターは、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

一 目的
二 名称
三 事務所の所在地
四 資本金、出資及び資産に関する事項
五 役員に関する事項
六 評議員会に関する事項
七 業務及びその執行に関する事項
八 財務及び会計に関する事項
九 定款の変更に関する事項
十 公告の方法

2 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

(役員)
第十四条 センターに、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

2 センターに、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)
第十五条 理事長は、センターを代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、センターの業務を監査する。

(役員の任命)
第十六条 理事長及び監事は、建設大臣が任命する。

2 理事は、理事長が建設大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)
第十七条 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格事項)
第十八条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員(非常勤の理事を除く)となることができない。

(役員解任)
第十九条 建設大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 建設大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)
第二十条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、建設大臣の承認を受けたときは、

この限りでない。

(代表権の制限)

第二十一条 センターと理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事がセンターを代表する。

(代理人の選任)

第二十二条 理事長は、理事又はセンターの職員のうちから、センターの業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(評議員会)

第二十三条 センターに、その運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員十人以上で組織する。

3 評議員は、センターに出資した地方公共団体の長及び下水道又は下水道事業について学識経験を有する者のうちから、建設大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(職員の任命)

第二十四条 センターの職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十五条 センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四章 業務

(業務)

第二十六条 センターは、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 地方公共団体の委託に基づき、下水道の整備に関する計画の策定及び事業の施行並びに下水道の維持管理に関する技術的援助を行なうこと。

二 地方公共団体の委託に基づき、終末処理場及びこれに直接接続する幹線管渠、終末処理場以外の処理施設並びにポンプ施設の建設を

行なうこと。

三 下水道に関する技術を担当する者の養成及び訓練を行なうこと。

四 下水道に関する技術を開発し、これを実用化することを促進するために研究、調査及び試験を行なうこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

六 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務

2 センターは、前項第六号に掲げる業務を行なおうとするときは、建設大臣の認可を受けなければならない。

(業務方法書)

第二十七条 センターは、業務開始の際、業務方法書を作成し、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、建設省令で定める。

(国及び地方公共団体の配慮)

第二十八条 国及び地方公共団体は、センターの業務の円滑な運営が図られるように、適当と認める人的及び技術的援助をする等必要な配慮を加えるものとする。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十九条 センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第三十条 センターは、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第三十一条 センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後

三月以内に建設大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 センターは、前項の規定により財務諸表を建設大臣に提出するときは、これに、予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

(書類の送付)

第三十二条 センターは、第三十条又は前条第一項に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は承認に係る財務諸表を、センターに出資した地方公共団体に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十三条 センターは、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 センターは、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十四条 センターは、建設大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができ

(借入金)

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、建設大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(債務保証)

第三十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第二十六条第一項第二号に掲げる業務の費用に充てるためのセンターの長期借入金に係る債務について保証することができる。

2 第二十六条第一項第二号に掲げる業務をセンターに委託する地方公共団体は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、当該委託に係る業務に要する費用の額の範囲内において、センターの長期借入金に係る債務について保証することができる。

(償還計画)

第三十六条 センターは、毎事業年度、長期借入金の償還計画をたてて、建設大臣の認可を受けなければならない。

(補助金)

第三十七条 政府及び地方公共団体は、予算の範囲内において、センターに対し、センターの業務運営費の一部を補助することができる。

(余裕金の運用)

第三十八条 センターは、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

(取得)

一 国債その他建設大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第三十九条 センターは、建設省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、建設大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十条 センターは、その役員及び職員に対する

る給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、建設大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(建設省令への委任)

第四十一条 この法律に規定するもののほか、センターの財務及び会計に關し必要な事項は、建設省令で定める。

第六章 監督

(監督)

第四十二条 センターは、建設大臣が監督する。

2 建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ

(報告及び検査)

第四十三条 建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対してその業務に關し報告をさせ、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2、前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 補則

(解散)

第四十四条 センターの解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十五条 建設大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第四条第二項、第二十六条第二項、第二十七條第二項、第三十條、第三十四條第一項若しくは第二項ただし書、第三十六條又は第三十九條の認可をしようとするとき。

二 第三十一条第一項又は第四十條の承認をし

ようとするとき。

三 第三十八條第一号の規定による指定をしようとするとき。

四 第四十一条の建設省令を定めようとするとき。

(他の法令の準用)

第四十六条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、センターを国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第八章 罰則

第四十七条 第四十三條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をしたセンターの役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十八條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により建設大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第六條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十六條第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十八條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第四十二條第二項の規定による建設大臣の命令に違反したとき。

第四十九條 第五條第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現にその名称中に下水道事業センターという文字を用いている者については、第五條第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

3 センターの最初の事業年度は、第二十九條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

4 センターの最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「センターの成立後遅滞なく」とする。

(所得税法の一部改正)

5 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中健康保険組合及び健康保険組合連合会の項の次に次のように加える。

下水道事業センター 下水道事業センター法(昭和四十七年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

6 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中健康保険組合及び健康保険組合連合会の項の次に次のように加える。

下水道事業センター 下水道事業センター法(昭和四十七年法律第 号)

(印紙税法の一部改正)

7 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表中公営企業金融公庫の項の前に次のように加える。

下水道事業センター 下水道事業センター法(昭和四十七年法律第 号)

(登録免許税法の一部改正)

8 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表中公営企業金融公庫の項の前に次のように加える。

下水道事業センター 下水道事業センター法(昭和四十七年法律第 号)

(地方税法の一部改正)

9 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第三号中「日本中央競馬会」の下に、「下水道事業センター」を加える。

第七十三條の四第一項に次の一号を加える。

二十六 下水道事業センターが下水道事業センター法(昭和四十七年法律第 号)第二十六條第一項第三号又は第四号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの。

第三百四十八條第二項に次の一号を加える。

三十 下水道事業センターが下水道事業センター法第二十六條第一項第三号又は第四号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの。

(建設省設置法の一部改正)

10 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條中第七号の三を第七号の四とし、第七号の二を第七号の三とし、第七号の次に次の一号を加える。

七の二 下水道事業センターの業務の監督その他下水道事業センター法(昭和四十七年法律第 号)の施行に關する事務を管理すること。

第四條第四項中「第七号の三」を「第七号の四」に改める。

「及び第七号の二」を加える。

「小林武君登壇、拍手」

○小林武君 ただいま議題となりました下水道事

昭和四十七年五月二十四日 参議院會議録第十六号 下水道事業センター法案 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案外一件

て、本案は全会一致をもって可決されました。

業センター法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、下水道事業の拡大に対応する執行体制の現状にかんがみ、下水道事業センターを設立して、下水道の整備を促進しようとするものであります。

その要旨は、第一に、本センターは、建設大臣の認可を受けて設立する法人とし、資本金は、政府及び地方公共団体からの出資金の合計額とすること、第二に、本センターの業務としては、地方公共団体の委託に基づき、下水道に関する技術的援助及び根幹的施設の建設を行なうこと、また、技術者の養成、技術の開発、実用化のための研究を行なうこと、第三に、本センターの長期借入金については、政府及び地方公共団体が債務保証をすることができると、等であります。

本委員会におきましては、事業センター構想策定の経緯、センターの資金計画、職員の給与並びに待遇、下水道整備計画の進捗状況、地方公共団体における執行体制、技術者養成と技術開発の方策等、各般にわたる質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、別に討論もなく、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、各派共同提案にかかる附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつ

○議長(河野謙三君) 日程第三 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

日程第四 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。社会労働委員長中村英男君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十七年三月三十日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 河野 謙三殿

(小字及び一は衆議院修正)

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第一号中「六十歳」を「五十五歳」に改め、同条第四項中「三千円」を「四千円」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日、昭和四十七年四月一日から施行する。

2 昭和四十七年三月以前の月分の健康管理手当の額については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に支給された昭和四十七年四月以降の月分の健康管理手当は、この法律による改正後の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の規定による健康管理手当の内払とみなす。

4 昭和四十七年三月三十一日の経過する際、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の規定による健康管理手当の支給要件に該当しない者であつて、この法律による改正後の同法の規定による健康管理手当の支給要件に該当するものが、昭和四十七年四月三十日まで

この法律の施行の日から起算して一月以内

に同法第五條第二項の認定の申請をしたときは、その者に対する健康管理手当の支給は、同

第五項の規定にかかわらず、同年四月

から開始する。

昭和四十七年四月一日からこの法律の施行の日属する月の

末日までの間において、この法律による改正前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の規定を適用したならば健康管理手当の支給要件に該当しない者が、この法律による改正後の同法の規定による健康管理手当の支給要件に該当することとなつた場合において、その者が前項に規定する期間内に同法第五條第二項の認定の申請をしたときは、その者に対する健康管理手当の支給は、同法第五項の規定にかかわらず、その該当することとなつた日の属する月の翌月から始める。

前二項 前項に規定する者に支給する。○昭和四十七年四月分又は同年五月分の

分又は同年五月分の

分又は同年五月分の

分又は同年五月分の

分又は同年五月分の

分又は同年五月分の

分又は同年五月分の

分又は同年五月分の

分又は同年五月分の

分又は同年五月分の

分又は同年五月分の

分又は同年五月分の

分又は同年五月分の

分又は同年五月分の

分又は同年五月分の

分又は同年五月分の

分又は同年五月分の

分又は同年五月分の

分又は同年五月分の

分又は同年五月分の

分又は同年五月分の

(小字及び一は衆議院修正)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条 第三項第六号中「戦地に準ずる地域(以下「準戦地」という。))」を「事変地又は戦地に準ずる地域」に改め、同条第五項中「準戦地」を「事変地又は戦地に準ずる地域」に改める。

第四条 第四項第二号中「昭和十六年十二月八日以後」を削る。

第七条 第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第五項」を「第四項」に改め、同条中同項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 改正前の恩給法第二十一条に規定する軍人又は準軍人であつた者が昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日までの間に本邦その他の政令で定める地域(第四条第二項に規定する事変地を除く。))における在職期間(旧恩給法施行令(大正十二年勅令第三百六十七号)第七条に規定するもの)の陸軍又は海軍の学生生徒については、それらの身分を有していた期間を含む。第二十三条第一項第四号及び第三十四条第二項において同じ。))内において事変に關する勤務(政令で定める勤務を除く。第二十三条第一項第四号及び第三十四条第二項第一号において同じ。))に關連する負傷又は疾病(公務上の負傷又は疾病を除く。))により、昭和四十七年十月一日(同日後復員する者については、その復員の日)において、第一項に規定する程度の不具廃疾の状態にある場合においては、その者にその不具廃疾の程度に応じて障害年金を支給する。

第八条 第一項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に七二八、〇〇〇円以内の額を加えた額		
第一項症		一、〇四〇、〇〇〇円	
第二項症		八四二、〇〇〇円	
第三項症		六七六、〇〇〇円	
第四項症		五一〇、〇〇〇円	
第五項症		三九五、〇〇〇円	
第六項症		三〇二、〇〇〇円	
第一款症		二八一、〇〇〇円	
第二款症		二六〇、〇〇〇円	
第三款症		一九八、〇〇〇円	
第四款症		一五六、〇〇〇円	

第五款症

一三五、〇〇〇円

第八条 第二項及び第三項中「二万二千元」を「二万四千元」に改める。

第八条 第七項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に六五五、二〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、七二八、〇〇〇円)以内の額を加えた額		
第一項症	九三六、〇〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一、〇四〇、〇〇〇円)		
第二項症	七五七、八〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、八四二、〇〇〇円)		
第三項症	六〇八、四〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、六七六、〇〇〇円)		
第四項症	四五九、〇〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、五一〇、〇〇〇円)		
第五項症	三五五、五〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、三九五、〇〇〇円)		
第六項症	二七一、八〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、三〇二、〇〇〇円)		
第一款症	二五二、九〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二八一、〇〇〇円)		
第二款症	二三四、〇〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二六〇、〇〇〇円)		
第三款症	一七八、二〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一九八、〇〇〇円)		
第四款症	一四〇、四〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一五六、〇〇〇円)		
第五款症	一二一、五〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一三五、〇〇〇円)		

第八条 第八項中「二万二千元」を「二万四千元」に、「九千六百元」を「一万八千三百六十円」に、「二万八百元」を「二万四千元」に、「五千七百六十円」を「六千四百八十円」に、「六千四百八十円」を「七千二百四十円」に、「三千八百四十円」を「四千三百二十円」に、「四千三百二十円」を「四千八百円」に、「二万八千八百円」を「三万二千四百円」に、「三万二千四百円」を「三万六千円」に改める。

昭和四十七年五月二十四日 参議院會議録第十六号 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案外一件

第八条第九項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	金	額
第一款 症		一、一〇五、〇〇〇円
第二款 症		九一七、〇〇〇円
第三款 症		七八七、〇〇〇円
第四款 症		六四七、〇〇〇円
第五款 症		五一九、〇〇〇円

第八条第十項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	金	額
第一款 症	九四四、五〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一、一〇五、〇〇〇円)	
第二款 症	八二五、三〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、九一七、〇〇〇円)	
第三款 症	七〇八、三〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、七八七、〇〇〇円)	
第四款 症	五八二、三〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、六四七、〇〇〇円)	
第五款 症	四六七、一〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、五一九、〇〇〇円)	

第八条の二第一項中「第三項」の下に「又は第四項」を加え、同条第三項中「第六項」を「第七項」に改め、同条第五項中「又は第六項」を「若しくは第四項又は第七項」に改める。

第八条の三第三項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第五項第二号中「準軍属」の下に「(第二条第三項第一号に掲げる者を除く。)」を加え、「〇・八」を「〇・九」に改め、「(当該前後の不具廃疾のいずれか又はいずれもが第二条第三項第一号に掲げる者に係るものであるときは、第八条第二項、第三項又は第六項に規定する額に〇・九を乗じて得た額)」を削る。

第十一条第二号中「第三項」を「第四項」に、

員の日の属する月の翌月)

第二十三条第一項第四号中「本邦その他の政令で定める地域(第四条第二項に規定する事変地を除く。)」を「第七条第三項に規定する地域」に改め、「(旧恩給法施行令(大正十二年勅令第三百六十七号)第七條に規定するもの陸軍又は海軍の学生生徒については、それらの身分を有していた期間を含む。以下この号において同じ。)」及び「(政令で定める勤務を除く。第三十四条第二項第一号において同じ。)」を削り、同項第五号中「第三項」を「第四項」に改め、「政令で定める」を削る。

第二十六条第一項第一号中「十七万三千七百円」を「二十四万円」に改め、同条第二項中「五千六百円」を「六千三百円」に、「六千三百円」を「七千円」に改め、同項第一号中「十三万八千九百六十円」を「二十一万六千円」に、「十五万六千三百三十円」を「二十四万円」に改める。

第三十二条第四項第一号中「五千六百円」を「六千三百円」に、「六千三百円」を「七千円」に改め、同項第二号及び第三号中「四千二百円」を「四千七百二十五円」に、「四千七百二十五円」を「五千二百五十円」に改める。

第三十四条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の規定の適用については、軍人軍属の在職期間内の次に掲げる負傷又は疾病で、公務上の負傷又は疾病でないものは、公務上の負傷又は疾病とみなす。

第三十四条第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第三十七条第一項中「第四項」を「第三項」に改める。

第四十九条の二中「若しくは第六項」を「第四項若しくは第七項」に改め、「第二十三条第一項第四号」を削る。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)
第二条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八

年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「一万四千四百七十円」を「二万円」に、「二万五千七十円」を「二万六千円」に改める。

第十六条第一項中「一万円」を「一万六千円」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「二万二千元」を「二万四千元」に改める。

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第四条 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十一年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

6 昭和三十一年三月三十一日以前に死亡した者の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)として、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。)による遺族援護法第二十三條の規定の改正により遺族年金若しくは遺族給付金を受ける権利を有するに至つた者又は法律第五十一号附則第七條の規定により遺族年金を受ける権利を有するに至つた者は、第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。

7 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日、昭和四十七年十一月一日とする。

(戦傷病者特別援護法の一部改正)

第五条 戦傷病者特別援護法(昭和三十一年法律

第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第九号中「昭和十六年十二月八日以後」を削り、同条第八号中「第六項」を「第七項」に、「又は第三項」を「第三項又は第六項」に改め、同条中同項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第二項第一号に掲げる者については、その者の昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日までの間の本邦その他の政令で定める地域(事変地を除く。)における事変に關する勤務(政令で定める勤務を除く。)に關連する負傷又は疾病は、同号に規定する負傷又は疾病とみなす。

第十八条第二項中「四千八百円」を「五千五百円」に改める。

第十九条第一項中「一万円」を「一万六千円」に改める。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正)

第六条 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和四十年四月一日」を「昭和四十七年四月一日」に改める。

第二条の二第二項中「昭和四十年四月一日」を「昭和四十七年四月一日」に、「第五号」を「第一項第六号」に改め、「(同日から昭和四十一年三月三十一日までの間に死亡した者を除く。)」を削り、同条第二項中「昭和四十年四月一日」を「昭和四十七年四月一日」に改め、「(同日から昭和四十四年九月三十日までの間に死亡した者を除く。)」を削る。

第二条の三第一項及び第三号中「昭和四十年四月一日」を「昭和四十七年四月一日」に改める。
附則第二項を削る。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第七条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

8 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)による遺族援護法第七条の規定の改正により障害年金若しくは障害一時金を受けるに至つた者又は恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)附則第十三条の規定により特例傷病恩給を受けるに至つた者は、第二条の規定の適用については、昭和三十八年四月一日において増加恩給等を受けていた者又は受けたことがある者とみなす。

9 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第三条第一項第一号、第三号及び第四号中「昭和四十一年四月一日」とあるのは、「昭和四十七年十月一日」とする。

10 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十七年十月一日とする。

(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正)

第八条 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次の

ように改正する。

附則に次の三項を加える。

7 昭和四十二年三月三十一日以前に死亡した者の父母又は祖父父母として、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)以下「法律第五十一号」といふ。による遺族援護法第二十三条の規定の改正により遺族年金若しくは遺族給与金を受ける権利を有するに至つた者(同法第二十五条第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当しているとするならば当該遺族年金又は遺族給与金を受けるべき者を含む。)

又は法律第五十一号附則第七条の規定により遺族年金を受ける権利を有するに至つた者は、第二条第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等とみなす。

8 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第二条第一項中「昭和四十二年三月三十一日」とあり、及び第二条の二中「昭和四十四年九月三十日」とあるのは、それぞれ「昭和四十七年九月三十日」とする。

9 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第五条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十七

年十月一日とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。ただし、第二条中未帰還者留守家族等援護法第十六条第一項の改正規定、第五号中戦傷病者特別援護法第十八条第二項及び第十九条第一項の改正規定、第六条の規定並びに附則第四条〇の規定は、
公布の日
同年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法第十六条

第一項の規定、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十八条第二項及び第十九条第一項の規定、この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第二条、第二条の二、第二条の三第一項及び第三条の規定並びに附則第五条第二項の規定は、昭和四十七年四月一日から適用する。

(遺族援護法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「遺族援護法」といふ。)第二条第三項第六号、第四条第四項第二号及び第三十四条の規定の改正により障害年金、障害一時金、遺族給与金、弔慰金又は遺族一時金を受ける権利を有することとなるべき者に關し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

昭和四十七年五月二十四日 参議院會議録第十六号 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案外一件

第七條第五項及び第六項		
第十三條第一項第二号	昭和三十四年一月一日	昭和四十七年十月一日
第二十三條第二項第三号		
第二十五條第三項		
第十一條第三号		
第二十九條第一項第三号及び第四号	昭和三十三年十二月三十一日	昭和四十七年九月三十日
第十三條第一項第二号	昭和三十四年一月	昭和四十七年十月
第三十條第三項	昭和三十四年一月二日	昭和四十七年十月二日
第二十五條第三項	昭和三十四年一月一日	昭和四十七年十月一日
第三十條第三項	昭和三十四年一月一日	昭和四十七年十月一日
第三十六條第一項第一号	昭和二十七年三月三十一日	昭和四十七年九月三十日
第三十八條第二号	昭和二十七年四月一日	昭和四十七年十月一日
第三十六條第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項第三十八條第三号	昭和二十七年四月二日	昭和四十七年十月二日
第三十六條第一項第二号	昭和二十七年四月二日	昭和四十七年十月二日
第三十六條第二項	昭和二十七年四月二日	昭和四十七年十月二日
第三十八條第三号	昭和四十五年十月	昭和四十七年十月
第三十九條の四第二項	昭和四十五年十月一日	昭和四十七年十月一日
第三十九條の六	昭和四十七年十月	昭和四十七年十月
第三十九條の六	昭和四十七年十月一日	昭和四十七年十月一日
第三十九條の六第二項	同日	昭和四十七年十月一日

2 昭和四十七年十月から同年十二月までの月分の遺族年金及び遺族給付金については、この法律による改正後の遺族援護法第二十六條第一項第一号中「二十四万円」とあるのは「二十一万七千六百円」と、同条第二項第一号中「二十一万七千六百円」とあるのは「十九万五千八百四十円」と、「二十四万円」とあるのは「二十一万七千六百円」とする。

3 この法律による遺族援護法第七條の規定の改正により障害年金又は障害一時金を受けることとなるべき軍人であつた者については、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第八十一号）附則第十二項本文及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第六十八号）附則第二項の規定を適用しない。

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正に伴う経過措置）

第三條 昭和四十七年十月から同年十二月までの月分の留守家族手当については、この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法第八條中「二万円」とあるのは「一万八千三百円」と、「二万六千四百円」とあるのは「一万八千七百三十円」とする。

（戦傷病者特別援護法の一部改正に伴う経過措置）

第四條 この法律による改正前の戦傷病者特別援護法第十八條第二項の規定に基づき昭和四十七年四月以降の分として支払われた療養手当は、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十八條第二項の規定による療養手当の内払とみなす。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置）

第五條 この法律による改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金でこの法律の公布の日昭和四十七年四月一日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

2 一の死亡した者についてこの法律による改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金を受ける権利を取得した者がいたときは、この法律による改正後の同法の規定にかかわらず、当該一の死亡した者については、この法律による改正後の同法による特別弔慰金は支給しない。

3 この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金を受けることができず、同法第五條第二項に規定する国債の発行の日、昭和四十七年六月十六日とする。

〔中村英男君登壇、拍手〕

○中村英男君 ただいま議題となりました両案について、社会労働委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

原爆放射線を多量に浴びた特別被爆者で、原爆の影響に関連がある疾病にかかっている高齢者等には、健康管理手当の支給がなされているところ

であります。この法律案は、その支給の対象となる高齢者の範囲を六十歳以上から五十五歳以上の者に拡大するとともに、手当額を月額三千円から四千円に引き上げることを内容とするものであります。

委員会におきましては、被爆者対策の基本理念を国家補償へ転換すべきことの検討、放射能の人体に対する影響と治療に関する研究体制の強化、被爆者の健康管理と相談業務の充実等について質疑が行なわれました。

質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決しました。

次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、戦傷病者及び戦没者の遺族の援護措置を定めている戦傷病者戦没者遺族等援護法と戦傷病者特別措置法の適用範囲を拡大し、戦没者の父母、妻及び戦傷病者の妻に対する特別給付金と戦没者の遺族に対する特別弔慰金の支給対象を拡大するとともに、障害年金、遺族年金、遺族給付金、留守家族手当及び葬祭料について支給額の引き上げを行なうことを内容としたものであります。

委員会においては、生存未帰還者の調査、遺骨の収集計画、戦没者の老父母と妻に対する特別措置の必要性、日赤看護婦等の未処遇者の対策等をめぐって質疑が行なわれました。

質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決しました。

なお、両法律案に対してそれぞれ附帯決議を付しました。

以上報告いたします。（拍手）

○議長（河野三三君） これより採決をいたします。まず、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する

る法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第五 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長阿部憲一君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和四十七年四月二十八日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 河野 謙三殿

(小字及び一は衆議院修正)

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案

犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四百四十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中「委員五人」を「委員長及び委員四人」に改める。

昭和四十七年五月二十四日 参議院会議録第十六号

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案 罰賦販売法の一部を改正する法律案外一件

第五条の見出し及び同条第一項中「委員」を「委員長及び委員」に改め、同条第二項及び第三項中「委員」を「委員長又は委員」に改め、同条第四項中「委員」を「委員長及び委員」に改める。
第六条の見出し及び同条本文中「委員」を「委員長及び委員」に改め、同条ただし書中「委員」を「委員長又は委員」に改める。
第七条の見出しを「(委員長及び委員の職務等)」に改め、同条に次の三項を加える。

2 委員長は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
3 委員長は、在任中、法務大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行なつてはならない。

4 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。
第八条の見出し中「委員」を「委員長及び委員」に改め、同条第一項中「委員」を「委員長又は委員」に改め、同条第二項中「委員」を「委員長若しくは委員」に改め、「委員」を「委員長又は委員」に改め、同条第三項中「委員」を「委員長若しくは委員」に改め、同条第四項中「委員」を「委員長又は委員」に改める。

第九条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。
第十条の見出し中「議決」を「会議」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「出席委員」を「出席者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「その委員の半数以上」を「委員長及び半数以上の委員」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

審査会は、委員長が招集する。
第十条に次の一項を加える。

5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第二項の規定により委員長

の職務を行なう委員は、委員長とみなす。
第十六条第五項中「第十条第一項及び第二項」を「第十条第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 地方委員会、その委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
附則
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(委員長)の任命のために必要な行為に関する経過措置
2 この法律による改正後の犯罪者予防更生法第五條第一項の規定による中央更生保護審査会の委員長の任命のために必要な行為は、同条の規定の例により、この法律の施行前においても、行なうことができる。
3 (特別職の職員)の給与に関する法律の一部改正(特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。
第一条第十三号の三の次に次の一号を加える。
十三の三の二 中央更生保護審査会委員長
別表第一官職名の欄中「地方財政審議会会長」を「地方財政審議会会長」に改める。
中央更生保護審査会委員長」に改める。

〔阿部憲一君登壇、拍手〕

○阿部憲一君 ただいま議題となりました犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

本法律案の趣旨は、中央更生保護審査会の委員長を常勤とし、職務に専従せしめるとともに、委員長の権限を強化して委員長が会議を招集すること、また、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正し、日額の手当とされている委員長の給与を、国家公安委員会委員、地方財政審議会会長等並みの俸給月額にしようとするものであります。

委員会における質疑のおもな内容は、中央更生保護審査会の職務権限の内容と根拠、同審査会の組織、性格、中央更生保護審査会と地方更生保護委員会の行政組織としてのあり方、保護司制度の諸問題、中央更生保護審査会の審査対象となる常時恩赦の事件数の推移、恩赦事件の審査手続、中央更生保護審査会の委員長以外の委員の常勤化の構想、本改正案による審査会強化のねらい、恩赦の刑事政策的意義、政令恩赦と犯罪予防との関係、過去の実績に照らして選挙違反を政令恩赦の対象とすることの合理性、政令恩赦施行までの秘密保持の妥当性などでありましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に発言もなく、次いで採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。以上報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第六 罰賦販売法の一部を改正する法律案

日程第七 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。商工委員長大森久司君。

昭和四十七年五月二十四日 参議院會議録第十六号

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

割賦販売法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本案においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十七年四月二十一日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 河野 謙三殿

割賦販売法の一部を改正する法律案

割賦販売法の一部を改正する法律案

第一条 割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 割賦購入あつせん(第三十

条 第三十五条の三)」を
第二章の二 前払式
第三章の二 割賦購入あつせん
第三章の三 指定受

提携販売(第二十九条の二、第二十九条の四)
特定取引(第二十九条の五、第二十九条の六)
つせん(第三十条、第三十五条の三)
託機関(第三十五条の四、第三十五条の五)に
改める。

第一条第一項中「割賦販売及び割賦購入あつせん」を「割賦販売等」に、「商品」を「購入者等の利益を保護し、あわせて商品」に改め、同条第二項中「割賦販売」を「割賦販売等」に改める。

第二条第三項中「それと引換へる」の下に「又はそれを提示して」を加え、「証券を」を「証券その他の物(以下「証券等」という。)を」に、

「証券と引換へる」を「証券等と引換へる」に、又はそれを提示して」に改め、「その証券に表示されている金額に相当する」を削り、「その証券に表示されている金額を」を「当該商品の代金に相当する額を」に、「商品の代金に相当する金額を交付する」を「金額を交付する」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 この法律において「前払式特定取引」とは、次の各号に掲げる取引で、当該各号に掲げる者に対する商品の引渡し又は政令で定め

る役務(以下「指定役務」という。)の提供に先だつてその者から当該商品の代金又は当該指定役務の対価の全部又は一部を二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領するものをいう。

一 商品の売買の取次 購入者
二 指定役務の提供又は指定役務の提供を受けること若しくは指定役務の提供を受けることとの取次 当該指定役務の提供を受ける者

2 この法律において「ローン提携販売」とは、指定商品の代金の全部又は一部に充てるための金銭の借入れで、二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して返還することを条件とするものに係る購入者の債務の保証(業として保証を行なう者に当該債務の保証を委託することを含む。)をして当該指定商品を販売することをいう。

第三条の見出し中「明示」を「表示」に改め、同条中「を行なう指定商品について次の事項を顧客の見やすい方法により明示しなければ」を「の方法により指定商品を販売するときはその相手方に対して、通商産業省令で定めるところにより、当該指定商品に関する次の事項を示さなければ」に改め、同条第一号中「価格をいう」の下に「以下同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

2 割賦販売業者は、割賦販売の方法により指定商品を販売する場合の販売条件について広告をするときは、通商産業省令で定めるところにより、当該広告に当該指定商品に関する前項各号の事項を表示しなければならない。

第四條中「次の事項を記載した」を「遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、次の事項について契約の内容を明らかにする」に改め、同条に次の一号を加える。

七 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

第四條の次に次の二条を加える。

第四條の二 割賦販売業者は、営業所、代理店その他の通商産業省令で定める場所(以下この項及び次条第一項において「営業所等」という。)以外の場所において指定商品に係る割賦販売の契約の申込みを受けたときは、直ちに、通商産業省令で定めるところにより、前条各号の事項についてその契約の申込みの内容を記載した書面を当該申込みをした者に交付しなければならない。ただし、割賦販売業者が、営業所等以外の場所において指定商品に係る割賦販売の契約の申込みを受け、かつ、その際その契約を締結した場合においては、直ちに同条の書面を購入者に交付したときは、この限りでない。

2 前項本文の規定は、指定商品に係る割賦販売の契約であつて当該契約の申込みをした者のために商行為となるものの申込みについては、適用しない。

(契約の申込みの撤回等)
第四條の三 割賦販売業者が営業所等以外の場所において指定商品(割賦販売の方法により販売する場合の販売条件についての交渉が割賦販売業者と購入者との間で相当の期間にわたる行なわれることが通常の取引方法である商品として政令で定める指定商品を除く。以下この条において同じ。)に係る割賦販売の契約の申込みを受けた場合における当該申込みをした者又は割賦販売業者の営業所等以外の場所において指定商品に係る割賦販売の契約を締結した場合における当該購入者(割賦販売業者の営業所等において当該契約の申込みをした購入者を除く。以下この条において「申込者等」という。)は、次に掲げる場合を除き、書面により当該契約の申込みの撤回又は当該契約の解除(以下この条において「申込みの撤回等」という。)を行なうことができる。この場合において、割賦販売業者は、当

該申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

一 申込者等が第四條の書面を受領した日(その日前に前条第一項本文の書面を受領した場合にあつては、当該書面を受領した日)以後において割賦販売業者から申込みの撤回等を行なうことができる旨及びその申込みの撤回等を行なう場合の方法について通商産業省令で定めるところにより告知された場合において、その告知された日から起算して四日を経過したとき。

二 申込者等が当該契約に係る賦払金の全部の支払の義務を履行したとき。

2 申込みの撤回等は、前項前段の書面を発した時に、その効力を生ずる。

3 申込みの撤回等があつた場合において、当該契約に係る指定商品の引渡し既にされてあるときは、その引取りに要する費用は、割賦販売業者の負担とする。

4 前三項の規定に反する特約であつて申込者等に不利なものは、無効とする。

5 前各項の規定は、指定商品に係る割賦販売の契約であつて申込者等のために商行為となるもの又はその申込みについては、適用しない。

第十六條の前の見出し中「供託」を「供託等」に改める。

第十八條の二を次のように改める。

第十八條の二 許可割賦販売業者が一部の営業所又は代理店を廃止した場合において、営業保証金の額が第十七條第一項に規定する額をこえることとなつたときは、当該許可割賦販売業者は、そのこえる額を取り戻すことができる。

2 前項の営業保証金の取戻しは、当該営業保証金につき第二十一條第一項の権利を有する者に対し、六月を下らない一定期間内に申し出るべき旨を公告し、その期間内にその申出がなかつた場合でなければ、することができ

る。

ない。ただし、営業保証金を取り戻すことができる理由が発生した時から十年を経過したときは、この限りでない。

3 前項の公告その他第一項の規定による営業保証金の取戻しに關し必要な事項は、法務省令、通商産業省令で定める。

第十八条の三を第十八条の六とし、第十八条の二の次に次の三条を加える。

(前受金保全措置)

第十八条の三 許可割賦販売業者は、毎年三月三十一日及び九月三十日(以下これらの日を「基準日」という。)において前払式割賦販売の契約を締結している者から基準日までその契約に係る商品の代金の全部又は一部として受領した前受金の合計額の二分の一に相当する額が当該基準日における第十七条第一項に規定する営業保証金の額をこえるときは、次項の前受金保全措置を講じ、次条第一項の規定によりその旨を通商産業大臣に届け出た後でなければ、基準日の翌日から起算して五十日を経過した日以後においては、新たに前払式割賦販売の契約を締結してはならない。

2 前受金保全措置は、前受業務保証金の供託又は前受業務保証金供託委託契約の締結であつて、その措置により、許可割賦販売業者が、基準日において前払式割賦販売の契約を締結している者から当該基準日までその契約に係る商品の代金の全部又は一部として受領した前受金の合計額の二分の一に相当する額から当該基準日における第十七条第一項に規定する営業保証金の額を差し引いた額に相当する額(以下「基準額」という。)をその契約によつて生じた債務の弁済に充てることができるものとする。

3 前受金保全措置として締結する前受業務保証金供託委託契約は、次条第一項の規定による届出の翌日以降の基準日の翌日から起算して五十日を経過する日(その目前に当該次の基準日に係る基準額について同項の規定による届出があつたときは、その届出の日)までの間に、委託者たる許可割賦販売業者が第二十七条第一項各号の一に該当することとなつた場合又は受託者が第二十条の三第三項の規定による指示を受けた場合において、受託者が委託者のために委託額に相当する額の前受業務保証金を供託することを約する契約とする。

の基準日に係る基準額について同項の規定による届出があつたときは、その届出の日)までの間に、委託者たる許可割賦販売業者が第二十七条第一項各号の一に該当することとなつた場合又は受託者が第二十条の三第三項の規定による指示を受けた場合において、受託者が委託者のために委託額に相当する額の前受業務保証金を供託することを約する契約とする。

4 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関又は通商産業大臣の指定する者でなければ、前項の前受業務保証金供託委託契約(以下単に「供託委託契約」という。)の受託者となることができない。

5 第十六条第一項及び第十七条第二項の規定は、前受金保全措置として前受業務保証金を供託する場合に準用する。

第十八条の四 前受金保全措置を講じた許可割賦販売業者は、基準日ごとに、当該基準日に係る基準額についての前受金保全措置につき、書面で、通商産業大臣に届け出なければならない。

2 許可割賦販売業者が新たな前受金保全措置を講じて前項の規定による届出をする場合においては、当該前受金保全措置が、前受業務保証金の供託であるときは供託物受入れの記載のある供託書の写しを、供託委託契約の締結であるときは当該契約書の写しをそれぞれ同項の書面に添付しなければならない。

第十八条の五 前受金保全措置を講じている許可割賦販売業者は、基準日において前払式割賦販売の契約を締結している者から当該基準日までその契約に係る商品の代金の全部又は一部として受領した前受金の合計額の二分の一に相当する額が当該基準日における第十七条第一項に規定する営業保証金の額以下となつたときは、次の基準日まで、前受業務保証金の全部を取り戻し、又は供託委託契約

の全部を解除することができる。

2 前項に定める場合を除き、前受金保全措置を講じている許可割賦販売業者は、基準日において当該前受金保全措置により前払式割賦販売の契約によつて生じた債務の弁済に充てることができる額が当該基準日に係る基準額をこえることとなつたときは、次の基準日まで、そのこえる額につき、前受業務保証金を取り戻し、又は供託委託契約の全部若しくは一部を解除することができる。

3 前二項の規定による前受業務保証金の取戻しは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の承認を受けなければ、することができない。

4 前項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による前受業務保証金の取戻しに關し必要な事項は、法務省令、通商産業省令で定める。

5 第一項又は第二項の規定による供託委託契約の解除は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の承認を受けなければ、その効力を生じない。

6 前受金保全措置としての供託委託契約は、第一項又は第二項の規定による場合のほか、その全部又は一部を解除することができない。ただし、当該供託委託契約の一部を解除した場合において、なお当該供託委託契約が第十八条の三第三項に規定する要件を満たすものであるときは、この限りでない。

7 前項の規定に反する特約は、無効とする。

第二十條の二の次に次の二条を加える。

(供託委託契約の受託者の供託等)

第二十條の三 通商産業大臣は、前受金保全措置として供託委託契約を締結している許可割賦販売業者が第二十七条第一項第一号から第四号までの一に該当するとき、又は第二十一条第一項の権利を有する者若しくは当該許可

割賦販売業者から当該許可割賦販売業者が第二十七条第一項第五号若しくは第六号に該当する旨の届出があつたときは、遅滞なく、第二十一条第一項の権利を有する者に対し、六十日以上の一定の期間内に通商産業大臣に債権の申出をすべきこと及びその期間内に債権の申出をしないときは当該公示に係る前受金保全措置についての権利の実行の手続から除外されるべきことを公示しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による公示をしたときは、遅滞なく、当該許可割賦販売業者に係る供託委託契約の受託者に対し、当該公示に係る債権の申出をすべき期間の末日までに当該供託委託契約に基づく前受業務保証金を供託すべきことを指示しなければならない。ただし、当該受託者が次項の規定による指示を受けて前受業務保証金を供託している場合は、この限りでない。

3 通商産業大臣は、前項本文に定める場合のほか、許可割賦販売業者と前払式割賦販売の契約を締結した者のその契約によつて生ずる債権を保全するため必要があると認めるときは、当該許可割賦販売業者に係る供託委託契約の受託者に対し、期限を指定して供託委託契約に基づく前受業務保証金を供託すべきことを指示することができる。

4 供託委託契約の受託者は、第二項本文の規定による指示を受けたときは第一項の規定による公示に係る債権の申出をすべき期間の末日までに、前項の規定による指示を受けたときは同項の規定により指定された期限までに、当該供託委託契約に基づく前受業務保証金を供託しなければならない。

5 供託委託契約の受託者は、前項の規定により前受業務保証金を供託したときは、通商産業大臣に供託物受入れの記載のある供託書の写しを提出しなければならない。

6 第十六条第一項の規定は、第四項の規定に

昭和四十七年五月二十四日 参議院會議録第十六号 割賦販売法の一部を改正する法律案外一件

より供託する場合に準用する。この場合において、同条第一項中「主たる営業所」とあるのは、「許可割賦販売業者の主たる営業所」と読み替へるものとする。

第二十條の四 前条第二項本文の規定による指示を受けて前受業務保証金を供託した供託委託契約の受託者は、同条第一項の規定による公示に係る債権の申出をすべき期間内にその申出がなかつた場合には、その供託した前受業務保証金を取り戻すことができる。

2 前条第三項の規定による指示を受けて前受業務保証金を供託した供託委託契約の受託者は、同条第一項の規定による公示がされていゝる場合にあつては当該公示に係る債権の申出をすべき期間内にその申出がなかつたとき、当該公示がされていゝない場合にあつては通商産業省令で定めるところにより通商産業大臣の承認を受けたときは、その供託した前受業務保証金を取り戻すことができる。

3 前二項の規定による前受業務保証金の取戻しに關し必要な事項は、法務省令、通商産業省令で定める。

第二十一條の見出し中「營業保証金」の下に「及び前受業務保証金」を加へ、同条第一項中「当該許可割賦販売業者」の下に「又は当該許可割賦販売業者と供託委託契約を締結した受託者」を、「營業保証金」の下に「又は前受業務保証金」を加へる。

第二十二條の見出しを「(権利の実行があつた場合の措置)」に改め、同条第一項中「又はその権利を実行した日の直前の基準日における供託基準額のいづれが多い額」を削り、同条第二項中「前項の規定により供託する場合」を「第一項の規定により供託する場合に、第十八條の四第二項の規定は前項の規定による届出」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加へる。

2 前受金保全措置を講じている許可割賦販売

業者は、前条第一項の権利を有する者がその権利を実行したため、当該前受金保全措置により前払式割賦販売の契約によつて生じた債務の弁済に充てることができ、その権利を行使した日の直前の基準日における基準額に不足することとなつたときは、その事実を知つた日以後遅滞なく、その不足額について新たに前受金保全措置を講じ、書面で、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

第二十二條の二の見出し中「營業保証金」の下に「及び前受業務保証金」を加へ、同条第一項中「許可割賦販売業者」の下に「又は供託委託契約の受託者」を、「營業保証金」の下に「又は前受業務保証金」を加へ、「主たる營業所」を「許可割賦販売業者の主たる營業所」に改め、同条第二項中「營業保証金」の下に「又は前受業務保証金」を加へる。

第二十三條第二項第二号中「第十八條の二第三項」を「第十八條の三第一項」に改め、同項に次の一号を加へる。

六 第二十二條第二項の規定による前受金保全措置を講じないとき。

第二十七條第一項を次のように改める。

許可割賦販売業者が次の各号の一に該当するときは、当該許可割賦販売業者と前払式割賦販売の契約を締結している者でその契約に係る商品の引渡しを受けていないものは、その契約を解除することができる。

一 基準日の翌日から起算して五十日を経過する日までの間に当該基準日に係る基準額について前受金保全措置を講じなかつたとき。

二 第二十条第一項の規定による命令を受けたとき。

三 第二十三條第一項又は第二項の規定により許可を取り消されたとき。

四 第二十五條の規定により許可が効力を失

つたとき。

五 破産、和議開始、整理開始又は更生手続開始の申立てがあつたとき。

六 支払を停止したとき。

第二十八條の見出し中「終了」を「終了等」に改める。

第二十九條の見出し並びに同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「營業保証金」の下に「又は前受業務保証金」を加へ、同項を同条第四項とし、同条第四項中「第一項又は」を削り、「營業保証金」の下に「又は前受業務保証金」を加へ、同項を同条第五項とし、同条第五項中「營業保証金又は前受業務保証金」に改め、同項を同条第三項とし、同条の次に次の二章を加へる。

第二章の二 ローン提携販売

(ローン提携販売条件の表示)

第二十九條の二 ローン提携販売を業とする者(以下「ローン提携販売業者」という。)は、ローン提携販売の方法により指定商品を販売するときは、その相手方に対して、通商産業省令で定めるところにより、当該指定商品に關する次の事項を示さなければならない。

一 現金販売価格

二 購入者の支払総額(ローン提携販売の方法により販売する場合の価格(保証料その他の手数料を含む。))及びローン提携販売に係る借入金の利息の合計額をいう。以下同じ。

三 ローン提携販売に係る借入金の返還(利息の支払を含む。)の期間及び回数

2 ローン提携販売業者は、ローン提携販売の方法により指定商品を販売する場合の販売条件について広告をするときは、通商産業省令で定めるところにより、当該広告に当該指定商品に關する前項各号の事項を表示しなければならない。

(書面の交付)

第二十九條の三 ローン提携販売業者は、指定商品に係るローン提携販売の契約を締結したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、次の事項について契約の内容を明らかにする書面を購入者に交付しなければならない。

一 購入者の支払総額

二 分割返済金(ローン提携販売に係る各回ごとの借入金の返還分(利息の支払分を含む。))をいう。以下同じ。の額

三 分割返済金の返済の時期及び方法

四 商品の引渡時期

五 契約の解除に關する事項

六 所有権の移転に關する定めがあるときは、その内容

七 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

(準用規定)

第二十九條の四 第四條の二の規定はローン提携販売業者は、第四條の三及び第八條(同条第六号を除く。)の規定はローン提携販売に準用する。この場合において、第四條の二第一項中「前条各号」とあるのは「第二十九條の三各号」と、第四條の三第一項第一号中「第四條」とあるのは「第二十九條の三」と、同項第二号中「当該契約に係る賦払金の全部の支払」とあるのは「当該ローン提携販売の契約に係る分割返済金の全部の返済」と読み替へるものとする。

第二章の三 前払式特定取引

(前払式特定取引業の許可)

第二十九條の五 前払式特定取引は、通商産業大臣の許可を受けた者でなければ、業として営んでならない。ただし、次の場合は、この限りでない。

一 商品又は指定役務の前払式特定取引の方法による年間の取引額が政令で定める金額

に満たない場合

二 指定役務が新たに定められた場合において、現に当該指定役務につき前払式特定取引の方法による取引を業として営んでいる者が、その定められた日から六月間（その期間内に次条において準用する第十二条第一項の申請書を提出した場合）は、その申請につき許可又は不許可の処分があるまでの間を含む。当該指定役務につき取引をするとき。

三 前号の期間が経過した後において、その期間の末日までに締結した同号の指定役務についての前払式特定取引の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内で営む場合（準用規定）

第二十九条の六 第八条の規定は前払式特定取引に、第十二条及び第十五条から第二十九条までの規定は前払式特定取引を業として営む場合に準用する。この場合において、第八条第一号中「指定商品又はこれを部品若しくは付属品とする商品」はこれを「部品若しくは付属品」とし、これを「部品」とする者に対して行なう当該指定商品の割賦販売」とあるのは「商品」についての前払式特定取引であつて、その購入者が当該商品又はこれを部品、付属品若しくは原材料とする商品を購入することを業とする者であるもの」と、同条第六号中「割賦販売」とあるのは「前払式特定取引及び旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）その他の政令で定める法律の規定に基づき前受金の保全のための措置を講じている者が当該法律の規定に基づいて行なう前払式特定取引」と、第十二条第一項第四号中「前払式割賦販売の方法により販売しようとする指定商品の種類」とあるのは「前払式特定取引の方法による取引をしようとする商品又は指定役務の種類又は範囲」と、同条第二項中「前払式割賦販売契約約款」とあるのは「前払式特定取引契約約款」と、第十五

条第一項各号列記以外の部分中「第十一条」とあるのは「第二十九条の五」と、同項第二号中「購入者」とあるのは「購入者又は指定役務の提供を受ける者」と、同項第五号中「前払式割賦販売契約約款」とあるのは「前払式特定取引契約約款」と、同項第八号中「第十一条」とあるのは「第二十九条の五」と、同条第三項中「指定商品の製造業者が第十一条」とあるのは「製造業者が第二十九条の五」と、同条第四項中「第十一条」とあるのは「第二十九条の五」と、第十八条の三第一項及び第二項並びに第十八条の五第一項中「商品の代金」とあるのは「商品の代金又は指定役務の対価」と、第十九条第三項及び第四項中「前払式割賦販売契約約款」とあるのは「前払式特定取引契約約款」と、第二十条第一項ただし書及び第二十条の二第一項中「購入者」とあるのは「購入者又は指定役務の提供を受ける者」と、第二十三条第一項第四号中「第十一条」とあるのは「第二十九条の五」と、第二十七条第一項中「商品の引渡し」とあるのは「商品の引渡し又は指定役務の提供」と読み替へるものとする。

第三十条の見出し中「証券」を「証券等」に改め、同条中「第二条第三項の証券（以下単に「証券」という。）」を「証券等」に、「証券の」を「証券等の」に改める。

第三十四条の見出し及び同条第一項中「証券」を「証券等」に改める。

第三章の二 指定受託機関

第三十五条の四 第十八条の三第四項（第二十九

六 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

九条の六において準用する場合を含む。）の指定（以下この章において「指定」という。）は、前受金保全措置としての供託委託契約に係る受託の事業（以下「受託事業」という。）を営もうとする者の申請により行なう。

七 役員のうち次に次のいずれかに該当する者のある者

2 指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

イ 破産者で復権を得ないもの

一 商号

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

二 本店その他の営業所の名称及び所在地

ハ 指定を受けた者（以下「指定受託機関」という。）が第三十五条の十四第二項の規定により指定を取り消された場合において、その処分があつた日前三十日以内にその指定受託機関の役員であつた者で、その処分のあつた日から三年を経過しないもの

三 資本の額及び役員の名

（変更の届出）

前項の申請書には、定款、業務方法書、事業計画書、前受業務保証金供託委託契約約款その他通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

第三十五条の六 指定受託機関は、第三十五条の四第二項各号の事項又は定款、業務方法書若しくは前受業務保証金供託委託契約約款に記載した事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（指定の基準）

（廃止の届出）

第三十五条の五 通商産業大臣は、指定を申請した者が次の各号の一に該当すると認めるときは、その指定をしてはならない。

第三十五条の七 指定受託機関は、受託事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

一 資本の額が五千万円以上の株式会社でない者

2 前項の規定による届出があつたときは、指定は、その効力を失う。

二 前号に掲げるもののほか、その行なおうとする受託事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有しない者

第三十五条の八 指定受託機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

三 定款の規定又は業務方法書若しくは事業計画書の内容が法令に違反し、又は事業の適正な運営を確保するのに十分でない者

2 指定受託機関は、事業計画書に記載した事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に提出しなければならない。

四 前受業務保証金供託委託契約約款の内容が通商産業省令で定める基準に適合しない者

3 指定受託機関は、事業計画書に記載した事項を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

五 第三十五条の十四第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

四 前項の規定による届出があつたときは、指定は、その効力を失う。

（事業計画書の提出）

（変更の届出）

第三十五条の六 指定受託機関は、第三十五条の四第二項各号の事項又は定款、業務方法書若しくは前受業務保証金供託委託契約約款に記載した事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（廃止の届出）

第三十五条の七 指定受託機関は、受託事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、指定は、その効力を失う。

第三十五条の八 指定受託機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

2 指定受託機関は、事業計画書に記載した事項を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

五 第三十五条の十四第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

四 前項の規定による届出があつたときは、指定は、その効力を失う。

（事業計画書の提出）

（変更の届出）

第三十五条の六 指定受託機関は、第三十五条の四第二項各号の事項又は定款、業務方法書若しくは前受業務保証金供託委託契約約款に記載した事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（廃止の届出）

第三十五条の七 指定受託機関は、受託事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、指定は、その効力を失う。

第三十五条の八 指定受託機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

2 指定受託機関は、事業計画書に記載した事項を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

五 第三十五条の十四第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

四 前項の規定による届出があつたときは、指定は、その効力を失う。

（事業計画書の提出）

（変更の届出）

第三十五条の六 指定受託機関は、第三十五条の四第二項各号の事項又は定款、業務方法書若しくは前受業務保証金供託委託契約約款に記載した事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（廃止の届出）

第三十五条の七 指定受託機関は、受託事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、指定は、その効力を失う。

第三十五条の八 指定受託機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

2 指定受託機関は、事業計画書に記載した事項を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

五 第三十五条の十四第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

四 前項の規定による届出があつたときは、指定は、その効力を失う。

（事業計画書の提出）

（変更の届出）

第三十五条の六 指定受託機関は、第三十五条の四第二項各号の事項又は定款、業務方法書若しくは前受業務保証金供託委託契約約款に記載した事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（廃止の届出）

第三十五条の七 指定受託機関は、受託事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、指定は、その効力を失う。

第三十五条の八 指定受託機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

2 指定受託機関は、事業計画書に記載した事項を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

五 第三十五条の十四第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

四 前項の規定による届出があつたときは、指定は、その効力を失う。

（事業計画書の提出）

（変更の届出）

昭和四十七年五月二十四日 参議院會議録第十六号 割賦販売法の一部を改正する法律案外一件

四 前号に掲げるもののほか、この法律の規定に基づき通商産業大臣の処分を違反したとき。

五 不正の手段により指定を受けたとき。

(通商産業省令への委任)

第三十五条の十五 この章に定めるもののほか、指定並びに指定受託機関の業務、財務及び会計に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第三十七条第一項中「割賦販売及び」を「割賦販売、ローン提携販売、前払式特定取引及び」に改め、同条第二項中「第二条第二項」を「第二条第三項若しくは第四条、第四条の第三項(第二十九条の四において準用する場合を含む。)」に改め、「第十五条第一項第二号」の下に「(第二十九条の六において準用する場合を含む。)、第二十九条の五第一号」を加える。

第四十三条第二項中「割賦購入あつせん業者として営む者」を「第二十九条の五の許可を受けた者、登録割賦購入あつせん業者又は指定受託機関」に改める。

第四十四条第一項中「又は登録割賦購入あつせん業者」を「第二十九条の五の許可を受けた者、登録割賦購入あつせん業者又は指定受託機関」に改める。

第四十五条第一項中「第二十条第一項」及び「第二十三条第一項若しくは第二項」の下に「(第二十九条の六において準用する場合を含む。)」を加え、「又は第三十四条の二第一項若しくは第二項」を「第三十四条の二第一項若しくは第二項又は第三十五条の十四第一項若しくは第二項」に改める。

第四十六条の二中「第十一条」の下に「若しくは第二十九条の五」を加え、「手数料として四千円を納付し」を「五千円をこえない範囲内において政令で定める額の手料を納め」に改める。

第四十九条を次のように改める。

第四十九条 次の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条の規定に違反して前払式割賦販売を業として営んだ者

二 第二十九条の五の規定に違反して前払式特定取引を業として営んだ者

第五十条第一号中「証券」を「証券等」に改める。

第五十一条中「又は登録割賦購入あつせん業者」を「第二十九条の五の許可を受けた者、登録割賦購入あつせん業者又は指定受託機関」に改め、同条第一号中「第二十条第一項」の下に「(第二十九条の六において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二号中「第二十三条第二項」の下に「(第二十九条の六において準用する場合を含む。)」を加え、同条に次の一号を加える。

四 第三十五条の十四第二項の規定による命令に違反したとき。

第五十二条中「又は登録割賦購入あつせん業者」を「供託委託契約の受託者、第二十九条の五の許可を受けた者、登録割賦購入あつせん業者又は指定受託機関」に改め、同条第一号中「第三十五条の三において準用する場合を含む。)」又は第三十五条の三」を「(第二十九条の六又は第三十五条の三において準用する場合を含む。)、第二十九条の六又は第三十五条の三」に改め、同条第二号中「又は割賦購入あつせん」を「前払式特定取引又は割賦購入あつせん」に改め、同条第二号中「第十八条の二第三項」を「第十八条の三第一項(第二十九条の六において準用する場合を含む。)」に改め、「前払式割賦販売」の下に「又は前払式特定取引」を加え、同条第三号中「又は第三項」を「若しくは第三項(第二十九条の六において準用する場合を含む。)、第三十五条の六、第三十五条の七第一項又は第三十五条の

四九八

商産業大臣に届け出なければならない。

3 指定受託機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

(兼業の制限)

第三十五条の九 指定受託機関は、受託事業以外の事業を営んではならない。ただし、受託事業以外の事業を営むことが受託事業の適正な運営に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合で、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(責任準備金の計上)

第三十五条の十 指定受託機関は、事業年度末においてまだ経過していない供託委託契約があるときは、次の各号に掲げる金額のうちいずれか多い金額を、事業年度ごとに責任準備金として計上しなければならない。

一 当該供託委託契約の契約期間のうちまだ経過していない期間に対応する委託手数料の総額に相当する金額

二 当該事業年度において受領した委託手数料の総額から当該委託手数料に係る供託委託契約に基づいて供託した前受業務保証金(当該前受業務保証金の供託による委託者からの収入金を除く)、当該委託手数料に係る供託委託契約のために積み立てるべき供託備金及び当該事業年度の事業費の合計額を控除した残額に相当する金額

(供託備金の積立て)

第三十五条の十一 指定受託機関は、決算期ごとに、次の各号の一に掲げる金額がある場合においては、供託備金として当該各号に掲げる金額を積み立てなければならない。

一 供託委託契約に基づいて供託すべき前受業務保証金の額のうち決算期までにその供託が終わらないものがある場合においてはその金額

二 供託委託契約に基づいて供託する義務が

八第二項に改め、同条第四号中「第十九条の二」の下に「第二十九条の六において準用する場合を含む。」を加え、「同条」を「第十九条の二(第二十九条の六において準用する場合を含む。)」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

五 第二十条の三第四項(第二十九条の六において準用する場合を含む。)の規定に違反して前受業務保証金を供託しなかつたとき。

第五十二条に次の三号を加える。

七 第三十五条の八第一項の事業計画書若しくは同条第三項の事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした事業計画書若しくは事業報告書を提出したとき。

八 第三十五条の九の規定に違反して受託事業以外の事業を営んだとき。

九 第三十五条の十三の規定による命令に違反したとき。

第五十三条中第二号を第五号とし、第一号を第四号とし、第一号から第三号までとして次の三号を加える。

一 第三条第一項又は第二十九条の二第一項の規定に違反して示さなかつた者

二 第三条第二項又は第二十九条の二第二項の規定に違反して表示しなかつた者

三 第四条、第四条の二第一項本文(第二十九条の四において準用する場合を含む。又は第二十九条の三の規定に違反して書面を交付しなかつた者

第五十五条第一号中「第十八条の三第二項」を「第十八条の六第二項(第二十九条の六において準用する場合を含む。)」に改め、同条第二号中「第二十号の二第一項」の下に「(第二十九条の六において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三号中「第三十五条の三」を「第二

十九条の六又は第三十五条の三」に改める。

第二条 割賦販売法の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第十一条に規定する前払式割賦販売以外の割賦販売の場合には、通商産業省令で定める方法により算定した割賦販売の手数料の利率

第二十九条の二第一項に次の一号を加える。

四 通商産業省令で定める方法により算定したローン提携販売に係る借入金の利息その他の手数料の利率

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一 第一条の規定中割賦販売法第三十七条の改正規定及び附則第十一条の規定、公布の日

二 第一条の規定中割賦販売法目次の改正規定(第三章の二に係る部分に限る。及び同法第三十五条の三の次に一章を加える改正規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条の規定、公布の日から起算して一年九月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過規定)

第二条 第一条の規定による改正後の割賦販売法の(以下「新法」という。第四号又は第二十九条の三の規定は、この法律の施行前に締結した割賦販売又はローン提携販売の契約については、適用しない。

第三条 新法第四号の二第一項(新法第二十九条の四において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前に割賦販売業者又はローン提携

携販売業者が受けた割賦販売又はローン提携販売の契約の申込みについては、適用しない。

第四条 新法第四号の三(新法第二十九条の四において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前に締結した割賦販売若しくはローン提携販売の契約又はこの法律の施行前に割賦販売業者若しくはローン提携販売業者が受けた割賦販売若しくはローン提携販売の契約の申込み(この法律の施行後当該申込みに係る契約が締結された場合における当該契約を含む。)については、適用しない。

第五条 この法律の施行の際現に許可割賦販売業者である者で、第一条の規定による改正前の割賦販売法(以下「旧法」という。)の規定により営業保証金を供託しているものは、新法第十八条の三第一項に規定する基準日までの法律の施行後第一番目に到来するものの翌日から起算して五十日を経過する日までは、従前の例により前払式割賦販売の契約を締結することができ

2 この法律の施行の際現に許可割賦販売業者である者が旧法の規定により供託した営業保証金のうち、新法第十七条第一項に規定する額に相当する額の営業保証金は新法第十六条第一項の規定により供託した営業保証金と、新法第十七条第一項に規定する額をこえる額の営業保証金は新法第十八条の三第二項の前受金保全措置として供託した前受業務保証金とみなす。

3 この法律の施行の際現に許可割賦販売業者である者については、新法第十八条の三第一項及び第二項中「二分の一」とあるのは、同条第一項に規定する基準日までの法律の施行後第一番目に到来するものについて、「十二分の一」と読み替えるものとする。

第六条 この法律の施行の際現に旧法第二十九条第四項の規定によりされている公告で、同条第一項の規定による営業保証金の取戻し(一部の営業所又は代理店を廃止したことによる取戻し

に限る。)に係るものは、新法第十八条の二第二項の規定によりされた公告とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第二十九条第四項の規定によりされている公告で、同条第一項の規定による営業保証金の取戻し(一部の営業所又は代理店を廃止したことによる取戻しを除く。)に係るものは、当該公告に係る申出をすべき期間内にその申出がなかつたときは、当該期間の満了の時に新法第十八条の五第三項の承認を受けたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第二十九条第四項の規定によりされている公告で、同条第三項の規定による営業保証金の取戻しに係るものは、新法第二十九条第二項の規定によりされた公告とみなす。

第七条 この法律の施行の際現に前払式特定取引の方法による取引を業として営んでいる者は、この法律の施行の日から一年間、新法第二十九条の五の許可を受けたものとみなす。その者がその期間内に同条の許可の申請をした場合において、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により新法第二十九条の五の許可を受けたものとみなされる者は、この法律の施行の日から三十日以内に、新法第二十九条の六において準用する新法第十二条第一項第一号、第二号及び第四号の事項を記載した書面に前払式特定取引契約約款を添付して、通商産業大臣に届け出なければならない。

3 新法第二十九条の六において準用する新法第十六条第三項の規定は、第一項の規定により新法第二十九条の五の許可を受けたものとみなされる者については、この法律の施行の日から三十日間は、適用しない。

第八条 前条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

昭和四十七年五月二十四日 参議院會議録第十六号

制販賣法の一部を改正する法律案外一件 電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案

五〇〇

使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第九条 附則第七條第一項の規定により新法第二十九條の五の許可を受けたものとみなされる者(その者が引き続き同条の許可を受けた場合を含む。)については、新法第二十九條の六において準用する新法第十八條の三第一項及び第二項中「二分の一」とあるのは、同条第一項に規定する基準日で次の表の上欄に掲げるものについて、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとする。

この法律の施行後第一番目に到来するもの	八分の一
この法律の施行後第二番目に到来するもの	八分の二
この法律の施行後第三番目に到来するもの	八分の三

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十一条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第三十号の二中「前払式制販賣業者」の下に「及び前払式特定取引業者」を加へ、「及び」を「並びに」に改める。

第九條第五号の三中「制販賣」を加へる。
「ローン提携販賣、前払式特定取引」を加へる。
第二十五條第一項の表中「制販賣及び」を「割賦販賣、ローン提携販賣、前払式特定取引及び」に改める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和四十七年五月十二日

参議院議長 河野 謙三殿 中
衆議院議長 船田 中

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律

不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第九條の次に次の四條を加へる。

(都道府県知事の指示)

第九條の二 都道府県知事は、第三條の規定による制限若しくは禁止又は第四條の規定に違反する行為があると認めるときは、当該事業者に対し、その行為を取りやめようとするべきこと又はこれに關連する公示をすることを指示することができる。

(公正取引委員会への措置請求)

第九條の三 都道府県知事は、前條の規定による指示を行つた場合において当該事業者がその指示に従わないとき、その他同條に規定する違反行為を取りやめさせようとするため、又は同條に規定する違反行為が再び行なわれることを防止するため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適當な措置をとるべきことを求めることができる。

2 前項の規定による請求があつたときは、公正取引委員会は、当該違反行為について講じた措置を当該都道府県知事に通知するものとする。
(報告の徴収及び立入検査等)

第九條の四 都道府県知事は、第九條の二の規定による指示又は前條第一項の規定による請求を行なうため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に關して關係のある事業者若しくはその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に關して關係のある事業者の事務所、事業所その他の物件を検査させ、若しくは關係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、關係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(都道府県知事に対する指揮監督)

第九條の五 公正取引委員会は、この法律の規定により都道府県知事が処理する事務について、都道府県知事を指揮監督することができる。

第十一條の次に次の一條を加へる。

(罰則)

第十二條 第九條の四第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

〔大森久司君登壇、拍手〕

○大森久司君 ただいま議題となりました二法案について、商工委員会における審査の経過と結果

を御報告申し上げます。

まず、制販賣法の一部を改正する法律案は、消費者保護のために、制販賣業者の表示すべき事項に、実質年率を追加し、訪問販賣等の場合に購入者が無条件で契約解除ができる制度、いわゆるクーリング・オフ制度を設ける等、制販賣法における規制を拡充、強化するとともに、新たに、友の会、互助会等を規制の対象に加へようとするものであります。

次に、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案のおもな内容は、不当な景品類の提供及び不当な表示について、その行為を取りやめようとするべきことを指示できる権限を都道府県知事に委任し、違反行為者がその指示に従わないときは、都道府県知事は公正取引委員会に対し、違反行為について適當な措置を求め得る等の規定を新たに設けようとするものであります。

委員会の質疑は、便宜、二法案を一括して行ないましたが、その詳細は會議録に譲ります。
質疑を終わり、討論なく、順次、採決の結果、二法案とも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、二法案に対して、それぞれ附帯決議を付しております。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより両案を一括して採決いたします。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、両案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第八 電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長長の報告を求めます。通信委員長杉

山善太郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十七年五月九日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 河野 謙三殿

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律

第一条 次に掲げる法律の規定中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

一 電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律（昭和三十五年法律第六十四号）附則第二項

二 電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律（昭和三十九年法律第三十九号）第三条第三項

三 電話加入権質に関する臨時特例法（昭和三十三年法律第三十八号）第一条

（電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律の一部改正）

第二条 電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 単独電話に係る加入電話加入申込をした

昭和四十七年五月二十四日 参議院会議録第十六号

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案

者

加入電話加入申込に係る電話取扱局（公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）第二十五条に規定する電話取扱局をいう。以下同じ。）の種類（度数料金局及び定額料金局の種類を含む。以下電話取扱局について同じ。）に応じ、それぞれ次に掲げる額

イ その電話取扱局が度数料金局である場合は、五級度数料金局については十五万円以内において、一級度数料金局については二万円以内において、それぞれ政令で定める額、その他の種類の度数料金局については、これらの額を基準とし、度

数料金局の種類ごとに政令で定める額
ロ その電話取扱局が定額料金局である場合は、七級定額料金局については八万円以内において、一級定額料金局については二万円以内において、それぞれ政令で定める額、その他の種類の定額料金局については、これらの額を基準とし、定額

料金局の種類ごとに政令で定める額
共同電話に係る加入電話加入申込をした者

加入電話加入申込に係る電話取扱局及び共同電話の種類に応じ、それぞれ次に掲げる額

イ その電話取扱局が度数料金局である場合は、五級度数料金局については五万円以内において、一級度数料金局については一万円以内において、それぞれ共同電話の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める額、その他の種類の度数料金局については、これらの額を基準とし、前号イの政令で定める額を参酌し、度数料金局及び共同電話の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める額

ロ その電話取扱局が定額料金局である場合は、七級定額料金局については八万円以内において、一級定額料金局については二万円以内において、それぞれ政令で定める額、その他の種類の定額料金局については、これらの額を基準とし、定額

料金局の種類ごとに政令で定める額
共同電話に係る加入電話加入申込をした者

加入電話加入申込に係る電話取扱局及び共同電話の種類に応じ、それぞれ次に掲げる額

ロ

その電話取扱局が定額料金局である場合は、七級定額料金局については三万円以内において、一級定額料金局については一万円以内において、それぞれ共同電話の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める額、その他の種類の定額料金局については、これらの額を基準とし、前号ロの政令で定める額を参酌し、定額料金局及び共同電話の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める額

第二条第一項第四号中「第一号」を「第一号イ又はロ」に改める。

第三条第一項中「十級局から十四級局までの単独電話については十万円以内において公社が郵政大臣の認可を受けて定める額、十級局から十四級局までの単独電話以外の種類の加入電話及び」を「五級度数料金局の単独電話については十万円以内において、七級定額料金局の単独電話については五万円以内において、それぞれ公社が郵政大臣の認可を受けて定める額、五級度数料金局及び七級定額料金局の単独電話以外の種類の加入電話並びに」に、「その額」を「これらの額」に改める。

第七条の見出し中「加入申込」を「加入申込等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前条の規定は、加入電信の附属設備の設置又は増設の請求の場合に準用する。

第七条の二を次のように改める。

（公衆通信回線使用契約の申込みの場合の債券の引受け）

第七条の二 公衆通信回線使用契約（公衆電気通信法第五十五条の十第二号に規定する公衆通信回線使用契約をいう。以下同じ。）の申込み（三十日以内の使用期間を指定してするものを除く。）をした者は、公社がその申込みにつき承諾の通知を発したときは、公社が定める期日までに、次の各号の区分に従い、それ

ぞれ各号に定める額を払込額とする債券を引き受けなければならない。

一 加入電話の電話回線に係る公衆通信回線使用契約の申込みをした者

その申込みに係る電話取扱局の種類に応じ、十五万円以内において公社が郵政大臣の認可を受けて定める額

二 加入電信の電信回線に係る公衆通信回線使用契約の申込みをした者

十五万円以内において公社が郵政大臣の認可を受けて定める額

2 第二条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第七条の二の次に次の一条を加える。

（データ通信設備使用契約の申込み等の場合の債券の引受け）

第七条の三 データ通信設備使用契約（公衆電気通信法第五十五条の十九に規定するデータ通信設備使用契約をいう。以下同じ。）の申込み（三十日以内の使用期間を指定してするものを除く。）をした者は、公社がその申込みにつき承諾の通知を発したときは、公社が定める期日までに、次の各号の区分に従い、それぞれ各号に定める額を払込額とする債券を引き受けなければならない。

一 加入電話の電話回線又は加入電信の電信回線に係るデータ通信設備使用契約の申込みをした者

そのデータ通信設備使用契約が加入電話の電話回線に係るものであるときは前条第一項第一号の、加入電信の電信回線に係るものであるときは同項第二号の規定により引き受けなければならない額に相当する額に、そのデータ通信設備使用契約に係るデータ通信設備のうち電子計算機の本体以外の機器（データ通信設備使用契約者が設置するものを除く。）について、その設置に

通常要する費用の額を基準として機器の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める額を加えて得た額

二 データ通信設備使用契約(前号に規定するものを除く)の申込みをした者

そのデータ通信設備使用契約に係るデータ通信設備のうち電子計算機の本体以外の機器(データ通信設備使用契約者が設置するものを除く)について、その設置に通常要する費用の額を基準として機器の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める額

三 第五条の規定は、データ通信設備のうち電子計算機の本体以外の機器の増設又は種類の變更の請求の場合に準用する。

第九條第一項中「加入者」の下に、「公衆通信回線使用契約の申込みをした者」を加える。

第十一條中「若しくは第四号」の下に、「第七條の二第一項第一号若しくは第二号若しくは第七條の三第一項第一号若しくは第二号」を加え、「第七條の二第三項」を「第七條の三第三項」に改め、「第六條第一項」の下に「第七條第三項において準用する場合を含む。」を加え、「第七條の二第一項若しくは」を「若しくは」に改める。

附則

(施行期日)

一 この法律中、第一条の規定は公布の日から、
第二条(電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律(以下「電信電話拡充法」という。))
第二条第一項及び第三条第一項の改正規定を除く。の規定は公衆電気通信法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第六十六号)附則第一項の政令で定める日から、第二条(電信電話拡充法)第二条第一項及び第三条第一項の改正規定に限る。並びに次項及び附則第三項の規定は昭和四十八年四月一日から施行する。

(第二条の規定による電信電話拡充法の一部改正に伴う経過措置)

二 次に掲げる通知、復旧工事又は設置で、公衆電気通信法の一部を改正する法律附則第三項の規定により日本電信電話公社(以下「公社」という。)が指定する電話取扱局(以下「指定電話取扱局」という。)で同項の規定により当該指定電話取扱局につき公社が指定する日(以下「指定日」という。)が昭和四十八年三月三十一日以前であるもの又は指定電話取扱局以外の電話取扱局に係るものに係る電信電話債券の引受けについては、なお従前の例による。

一 昭和四十八年三月三十一日以前に電信電話拡充法の規定により公社が発した承諾又は請求に必ずしも旨の通知

二 昭和四十八年三月三十一日以前に完了した有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法(昭和二十八年法律第九十八号。以下施行法という。))第十二條第一項に規定する戦災電話の復旧工事

三 昭和四十八年三月三十一日以前に完了した施行法第九條第一項に規定する加入申込に係る加入電話の設置

次に掲げる通知、復旧工事又は設置で、前項に規定する指定電話取扱局以外の指定電話取扱局に係るものに係る電信電話債券の引受けについては、なお従前の例による。

一 当該指定電話取扱局に係る指定日以前に電信電話拡充法の規定により公社が発した承諾又は請求に必ずしも旨の通知

二 当該指定電話取扱局に係る指定日以前に完了した施行法第十二條第一項に規定する戦災電話の復旧工事

三 当該指定電話取扱局に係る指定日以前に完了した施行法第九條第一項に規定する加入申込に係る加入電話の設置

〔杉山善太郎君登壇、拍手〕

○杉山善太郎君 ただいま議題となりました電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。まず、本案のおもな内容といたしましては、

第一は、加入電話加入申し込み者等による電信電話債券の引き受け制度、電話交換方式の自動化の実施に伴い、一時に過剰となる多数の電話交換要員の退職につき、特別の給付金を支給する制度及び電話加入権に質権を設定することができる制度の存続をはかるため、電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律、電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律、及び電話加入権質に関する臨時特例法に定めるこれらの制度を十年間延長すること。

第二は、電信電話債券の引き受け制度の整備をはかるため、公衆通信回線使用契約等の申し込み者は、加入電話加入申し込みの場合の例により債券の引き受けを要することとするともに、電話取り扱い局の債券払い込み額を定めるための級別区分を、電話使用料の級別区分と同一とする等、所要の整備をすること等であります。

通信委員会におきましては、政府及び日本電信電話公社当局に対し、右三法律を一括提案したことの可否、十年間延長する必要性の有無、公社の設備拡充長期計画の内容、所要資金調達方法の問題点、電話加入権に対する質権制度の運用状況、電話交換方式の自動化に伴い発生する過剰人員とその措置状況等について、詳細にわたる質疑を行ない、慎重審議をいたしたのであります。その詳細は、会議録によって御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了して、討論に入りましたところ、日本社会党の森委員より反対、自由民主党の長田委員より賛成、公明党の堀田委員より反対の旨の発言があり、採決の結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、日本社会党の鈴木委員から、加入電話充足の早期達成など、三項目を内容とする各党派共同提案にかかる附帯決議案が提出され、採決いたしました結果、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十二時三十分散会

出席者は左のとおり。

議長

河野 謙三君

副議長 森 八三三君

議員 塩出 啓典君 喜屋武眞榮君

野末 和彦君 山田 勇君

内田 善利君 藤原 房雄君

藤井 恒男君 中村 利次君

青島 幸男君 原田 立君

中尾 辰義君 木島 則夫君

柴田利右門君 中村 登美君

上林繁次郎君 矢追 秀彦君

三木 忠雄君 阿部 憲一君

松下 正寿君 萩原 香子君

久次米健太郎君 亀井 善彰君

峯山 昭範君 田代 富士男君

柏原 ヤス君 田淵 哲也君

中沢伊登子君 川上 為治君

熊谷太三郎君 沢田 実君

渋谷 邦彦君 鈴木 一弘君

宮崎 正義君 向井 長年君

昭和四十七年五月二十四日 参議院會議録第十六号 議長の報告事項

高山 恒雄君	温水 三郎君
濱田 幸雄君	二宮 文造君
白木義一郎君	小平 芳平君
中村 正雄君	村尾 重雄君
小山邦太郎君	中村 禎二君
橋本 繁蔵君	原 文兵衛君
松垣徳太郎君	志村 愛子君
竹内 藤男君	高橋 邦雄君
柴立 芳文君	古賀雷四郎君
黒住 忠行君	小林 国司君
今 春聰君	大松 博文君
玉置 猛夫君	永野 鎮雄君
山崎 五郎君	長田 裕二君
菅野 儀作君	石本 茂君
佐田 一郎君	鬼丸 勝之君
安田 隆明君	藤田 正明君
源田 実君	長谷川 仁君
二本 謙吾君	河口 陽一君
木村 睦男君	土屋 義彦君
栗原 祐幸君	木島 義夫君
米田 正文君	津島 文治君
徳永 正利君	丸茂 重貞君
江藤 智君	鍋島 直紹君
新谷寅三郎君	植竹 春彦君
木内 四郎君	杉原 荒太君
松平 勇雄君	郡 祐一君
古池 信三君	安井 謙君
細川 護熙君	岩動 道行君
上田 稔君	佐藤 隆君
中山 太郎君	川野辺 静君
河本嘉久蔵君	金井 元彦君
片山 正英君	梶木 又三君
岩本 政一君	若林 正武君
長屋 茂君	増田 盛君
矢野 登君	山本敬三郎君
渡辺一太郎君	鈴木 省吾君
山崎 竜男君	高田 浩運君
佐藤 一郎君	中津井 真君

寺本 広作君	久保田藤麿君
鹿島 俊雄君	植木 光教君
玉置 和郎君	町村 金五君
橋 直治君	高橋文五郎君
大森 久司君	岡本 悟君
吉武 恵市君	大谷藤之助君
塚田十一郎君	小笠 公昭君
堀本 宜実君	柴田 栄君
大竹平八郎君	平井 太郎君
堀見 俊二君	西田 信一君
青木 一男君	赤間 文三君
増原 恵吉君	林田悠紀夫君
斎藤 昇君	伊部 真君
船田 護君	嶋崎 均君
田 英夫君	上田 哲君
稲嶺 一郎君	初村瀧一郎君
工藤 良平君	竹田 現照君
星野 重次君	戸田 菊雄君
戸田 菊雄君	山本茂一郎君
山本茂一郎君	柳田桃太郎君
野々山一三君	楠 正俊君
内藤馨三郎君	松永 忠二君
西村 関一君	伊藤 五郎君
中村 英男君	瀬谷 英行君
瀬谷 英行君	田口長治郎君
山本 利壽君	山本 利壽君
羽生 三七君	藤原 道子君
藤原 道子君	鈴木 強君
辻 一彦君	須原 昭二君
須原 昭二君	水口 宏三君
水口 宏三君	神沢 浄君

宮之原貞光君	小笠原貞子君
杉原 一雄君	竹田 四郎君
安永 英雄君	松本 英一君
塚田 大願君	田中寿美子君
大橋 和孝君	川村 清一君
鈴木 力君	森 勝治君
村田 秀三君	林 虎雄君
松本 賢一君	小林 武君
苗ヶ久保重光君	渡辺 武君
須藤 五郎君	山崎 昇君
占部 秀男君	大矢 正君
横川 正市君	小柳 勇君
戸叶 武君	河田 賢治君
岩間 正男君	加瀬 完君
小野 明君	田中 一君
足鹿 覺君	藤田 進君
秋山 長造君	野坂 参三君
春日 正一君	

地方行政委員	田代富士男君
同	高山 恒雄君
外務委員	橋本 繁蔵君
社会労働委員	今 春聰君
同	中沢伊登子君
農林水産委員	向井 長年君
同	中尾 辰義君
運輸委員	二宮 文造君
建設委員	沢田 実君
決算委員	吉武 恵市君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	
内閣委員	沢田 実君
同	向井 長年君
地方行政委員	二宮 文造君
同	中沢伊登子君
外務委員	今 春聰君
社会労働委員	橋本 繁蔵君
同	高山 恒雄君
農林水産委員	中村 利次君
運輸委員	藤原 房雄君
建設委員	田代富士男君
決算委員	中尾 辰義君
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。	
災害対策特別委員	増田 盛君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	
災害対策特別委員	高山 恒雄君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	
災害対策特別委員	八木 一郎君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	
災害対策特別委員	向井 長年君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	
災害対策特別委員	大願君 (塚田大願君の補欠)
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。	

昭和四十七年五月二十四日 参議院會議録第十六号 議長の報告事項

政治資金規正法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(西宮弘君外九名提出)
同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を運輸委員会に付託した。
国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案
同日議長は、左の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書
一、目的 琵琶湖総合開発特別措置法案(開法第一〇四号)の審査に資する
一、派遣委員
小林 武 山内 一郎
西ヶ久保重光 中尾 辰義
村尾 重雄 春日 正一
喜屋武真榮

一、派遣地 大阪府 滋賀県 京都府
一、期間 五月二十二日一日間
一、費用 概算四四、一〇〇円
右の通り議決した。よつて参議院規則第八十条の二により承認を求めます。
昭和四十七年五月十七日

参議院議長 河野 謙三殿 小林 武
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。
世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について承認を求めるの件
北西大西洋の漁業に関する国際条約の改正に関する議定書の締結について承認を求めるの件
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

土地改良法の一部を改正する法律案
小規模企業共済法の一部を改正する法律案
石油開発公団法の一部を改正する法律案
道路交通法の一部を改正する法律案
同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の

改正の受諾について承認を求めるの件
北西大西洋の漁業に関する国際条約の改正に関する議定書の締結について承認を求めるの件
同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
土地改良法の一部を改正する法律
小規模企業共済法の一部を改正する法律
石油開発公団法の一部を改正する法律
道路交通法の一部を改正する法律
去る十八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員
同 浅井 亨君
同 向井 長年君
同 若林 正武君
同 山田 徹一君
同 中村 利次君
同 大谷藤之助君
同 稲嶺 一郎君
同 堀出 啓典君
同 小山邦太郎君
同 峯山 昭範君
同 長屋 茂君
同 稲嶺 一郎君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員
同 浅井 亨君
同 向井 長年君
同 若林 正武君
同 山田 徹一君
同 中村 利次君
同 大谷藤之助君
同 稲嶺 一郎君
同 堀出 啓典君
同 小山邦太郎君
同 峯山 昭範君
同 長屋 茂君
同 稲嶺 一郎君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員
同 浅井 亨君
同 向井 長年君
同 若林 正武君
同 山田 徹一君
同 中村 利次君
同 大谷藤之助君
同 稲嶺 一郎君
同 堀出 啓典君
同 小山邦太郎君
同 峯山 昭範君
同 長屋 茂君
同 稲嶺 一郎君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員
同 浅井 亨君
同 向井 長年君
同 若林 正武君
同 山田 徹一君
同 中村 利次君
同 大谷藤之助君
同 稲嶺 一郎君
同 堀出 啓典君
同 小山邦太郎君
同 峯山 昭範君
同 長屋 茂君
同 稲嶺 一郎君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員
同 浅井 亨君
同 向井 長年君
同 若林 正武君
同 山田 徹一君
同 中村 利次君
同 大谷藤之助君
同 稲嶺 一郎君
同 堀出 啓典君
同 小山邦太郎君
同 峯山 昭範君
同 長屋 茂君
同 稲嶺 一郎君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員
同 浅井 亨君
同 向井 長年君
同 若林 正武君
同 山田 徹一君
同 中村 利次君
同 大谷藤之助君
同 稲嶺 一郎君
同 堀出 啓典君
同 小山邦太郎君
同 峯山 昭範君
同 長屋 茂君
同 稲嶺 一郎君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員
同 浅井 亨君
同 向井 長年君
同 若林 正武君
同 山田 徹一君
同 中村 利次君
同 大谷藤之助君
同 稲嶺 一郎君
同 堀出 啓典君
同 小山邦太郎君
同 峯山 昭範君
同 長屋 茂君
同 稲嶺 一郎君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

た。

災害対策特別委員
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
災害対策特別委員
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
災害対策特別委員
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
災害対策特別委員
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
災害対策特別委員
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
災害対策特別委員
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
災害対策特別委員
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
災害対策特別委員
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

(建設委員長提出)

同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。
日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件
特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(第六十七回国会提出、衆議院継続審査)
同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

所得税法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案
相続税法の一部を改正する法律案
大蔵委員会に付託
農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案
同日内閣から、災害対策基本法第九条の規定に基づく昭和四十五年度において防災に關してとつた措置の概況及び昭和四十七年度において実施すべき防災に關する計画の報告を受領した。
同日内閣総理大臣から議長宛、内閣総理大臣官房管理室長佐々成美君外四名去る十六日議長承認を第六十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
去る二十日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。
科学技術振興対策特別委員 鹿島 俊雄君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

所得税法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案
相続税法の一部を改正する法律案
大蔵委員会に付託
農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案
同日内閣から、災害対策基本法第九条の規定に基づく昭和四十五年度において防災に關してとつた措置の概況及び昭和四十七年度において実施すべき防災に關する計画の報告を受領した。
同日内閣総理大臣から議長宛、内閣総理大臣官房管理室長佐々成美君外四名去る十六日議長承認を第六十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
去る二十日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。
科学技術振興対策特別委員 鹿島 俊雄君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

所得税法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案
相続税法の一部を改正する法律案
大蔵委員会に付託
農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案
同日内閣から、災害対策基本法第九条の規定に基づく昭和四十五年度において防災に關してとつた措置の概況及び昭和四十七年度において実施すべき防災に關する計画の報告を受領した。
同日内閣総理大臣から議長宛、内閣総理大臣官房管理室長佐々成美君外四名去る十六日議長承認を第六十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
去る二十日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。
科学技術振興対策特別委員 鹿島 俊雄君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

所得税法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案
相続税法の一部を改正する法律案
大蔵委員会に付託
農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案
同日内閣から、災害対策基本法第九条の規定に基づく昭和四十五年度において防災に關してとつた措置の概況及び昭和四十七年度において実施すべき防災に關する計画の報告を受領した。
同日内閣総理大臣から議長宛、内閣総理大臣官房管理室長佐々成美君外四名去る十六日議長承認を第六十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
去る二十日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。
科学技術振興対策特別委員 鹿島 俊雄君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

所得税法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案
相続税法の一部を改正する法律案
大蔵委員会に付託
農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案
同日内閣から、災害対策基本法第九条の規定に基づく昭和四十五年度において防災に關してとつた措置の概況及び昭和四十七年度において実施すべき防災に關する計画の報告を受領した。
同日内閣総理大臣から議長宛、内閣総理大臣官房管理室長佐々成美君外四名去る十六日議長承認を第六十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
去る二十日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。
科学技術振興対策特別委員 鹿島 俊雄君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

所得税法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案
相続税法の一部を改正する法律案
大蔵委員会に付託
農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案
同日内閣から、災害対策基本法第九条の規定に基づく昭和四十五年度において防災に關してとつた措置の概況及び昭和四十七年度において実施すべき防災に關する計画の報告を受領した。
同日内閣総理大臣から議長宛、内閣総理大臣官房管理室長佐々成美君外四名去る十六日議長承認を第六十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
去る二十日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。
科学技術振興対策特別委員 鹿島 俊雄君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員 平島 敏夫君
一昨二十二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 岩間 正男君

外務委員 星野 力君

商工委員 小山邦太郎君

建設委員 大谷藤之助君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 星野 力君

外務委員 岩間 正男君

商工委員 大谷藤之助君

建設委員 小山邦太郎君

昨二十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 星野 力君

地方行政委員 稻嶺 一郎君

同 高橋 邦雄君

同 吉武 恵市君

同 鶴岡 哲夫君

同 岩間 正男君

同 高山 恒雄君

同 塩田 啓典君

同 矢野 登君

同 阿具根 登君

同 藤原 房雄君

同 平島 敏夫君

同 山崎 竜男君

同 迫水 久常君

同 山田 徹一君

同 木島 則夫君

同 中村 植二君

同 中尾 辰義君

同 玉置 和郎君

同 予算委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 岩間 正男君

地方行政委員 平島 敏夫君

同 法務委員 迫水 久常君

同 中村 植二君

同 阿具根 登君

同 星野 力君

同 木島 則夫君

同 山田 徹一君

同 山崎 竜男君

同 鶴岡 哲夫君

同 中尾 辰義君

同 稲嶺 一郎君

同 矢野 登君

同 高橋 邦雄君

同 塩田 啓典君

同 高山 恒雄君

同 吉武 恵市君

同 藤原 房雄君

同 予算委員 吉武 恵市君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

同 公害対策及び環境保全特別委員 鶴岡 哲夫君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同 公害対策及び環境保全特別委員 松永 忠二君

同日運輸委員会において当選した理事は左の通りである。

同 理事 江藤 智君 (山崎竜男君の補欠)

同日委員長から左の報告書が提出された。

同 原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

同 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案可決報告書

同 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案可決報告書

同 割賦販売法の一部を改正する法律案可決報告書

同 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案可決報告書

同 電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。

同 国際民間航空条約の改正に関する千九百六十二年九月十五日にローマで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

同 国際民間航空条約の改正に関する千九百七十一年三月十二日にニュー・ヨークで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

同 国際民間航空条約第五十六条の改正に関する千九百七十一年七月七日にウィーンで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

同 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

同 国際民間航空条約の改正に関する千九百六十二年九月十五日にローマで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

同 国際民間航空条約の改正に関する千九百七十一年三月十二日にニュー・ヨークで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

同 国際民間航空条約第五十六条の改正に関する千九百七十一年七月七日にウィーンで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

同 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

同 国際民間航空条約の改正に関する千九百六十二年九月十五日にローマで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

同 国際民間航空条約の改正に関する千九百七十一年三月十二日にニュー・ヨークで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

同 国際民間航空条約第五十六条の改正に関する千九百七十一年七月七日にウィーンで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

同 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

第十四号中正誤

ページ	段行	誤	正
四三	一から	福田赴夫君	福田赴夫君
四五	二五	どこに	どこに
四八	二四	ます。	ます。

昭和四十七年五月二十四日 参議院會議録第十六号

五〇六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 五十円

(送料別)

発行所

東京都港区赤坂委町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(代)